



三木町行財政改革基本方針

～ アフターコロナを見据えた持続可能な行政運営について ～

【令和3年4月～令和8年3月】

はじめに

本町では、平成８年４月に「三木町行政改革大綱」を、続いて平成１２年２月に「三木町行財政改革大綱（改訂版）」を、そして平成１７年１月に「三木町新行財政改革大綱」を策定し、事務事業の執行の見直しを行いつつ、効率的かつ効果的な行政運営に努めるなど、積極的に行財政改革に取り組んできたところであります。

一方、世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活を一変させてしまいました。「※ウィズコロナ」「※アフターコロナ」に際して、現代社会は大きく転換期をむかえ、世界各国は ICT や AI などの活用を加速させております。また、わが国においても感染予防対策等の行動様式を継続しながら、「新たな日常」構築の原動力としてデジタル社会を強力に推進することとしています。

本町は、このような状況下で住民サービスを継続して提供するため、限られた行財政資源（職員・資産・資金・情報）を効果的・効率的に活用し、スピード感を持った行政経営に取り組むことが必要であります。

こうしたことから、これまでの改革の成果や社会情勢の変化を踏まえる中で、更なる改革の歩みを着実に推進するため、新たな行財政改革の方向性を示した「三木町行財政改革基本方針」を策定したものであります。

また、本年策定する「第２期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するためには、現下の厳しい財政状況及び環境を考慮し、常に改善意識と幅広い視点を持ち、意欲を持って行政サービスを遂行する職員の育成と、それらを生み出す組織風土を構築することが不可欠であるものと確信しております。

令和３年度をデジタル元年とし、信頼と活力に満ちた三木町を目指しながら、積極的に行財政改革に取り組んでまいりますので、幅広い住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和３年３月

三木町長 伊 藤 良 春

目 次

第1章 町が直面する現状と課題

- 1 人口減少・高齢化の本格化 67
- 2 厳しさを増す財政状況 69
 - (1) 歳入の状況
 - (2) 歳出の状況
 - (3) 経常収支比率・健全化判断比率の状況
 - (4) 地方債・基金現在高の状況
 - (5) 公共施設のあり方
- 3 ニューノーマルを見据えた自治体の動向 75
 - (1) 「VUCA」＋コロナ禍での本町の進むべき方向
 - (2) 前例にとらわれない業務改革
 - (3) 課題の全体像
 - (4) 本町が目指す新しい自治体像

第2章 行財政改革の基本方針

- 1 策定の趣旨 78
- 2 行財政改革の方向性 78
- 3 主な財政目標 78
- 4 推進期間 78
- 5 実施計画 78
- 6 推進体制及び進行管理 79

第3章 三木町を改革する三つの木（改革3本柱）

- 1 持続可能な財政基盤の強化 81
- 2 ニューノーマルを見据えた行政経営の確立 82
- 3 信頼される職員の育成と質の高い行政サービス 83

第4章 実施計画概要（具体的な取組）

- 1 実施項目 84
 - 【用語解説】 87

第1章 町が直面する現状と課題

1 人口減少・高齢化の本格化

国勢調査による本町の人口推移（図表 A 参照）をみると、2005 年の 28,790 人を境に緩やかではありますが、年々減少を続けています。また、年齢 3 区分別の人口推移（国立社会保障・人口問題研究所）（図表 B 参照）によると、2060 年には 16,527 人となり、2020 年と比較して 10,222 人の減少が見込まれています。

一方で、老年人口（65 歳以上の人口）割合の拡大が顕著であり、2030 年には老年人口割合が 36.3%、さらに 2060 年には 42.4%と拡大している一方で生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）は人口全体の 48.0%となると見込まれています。

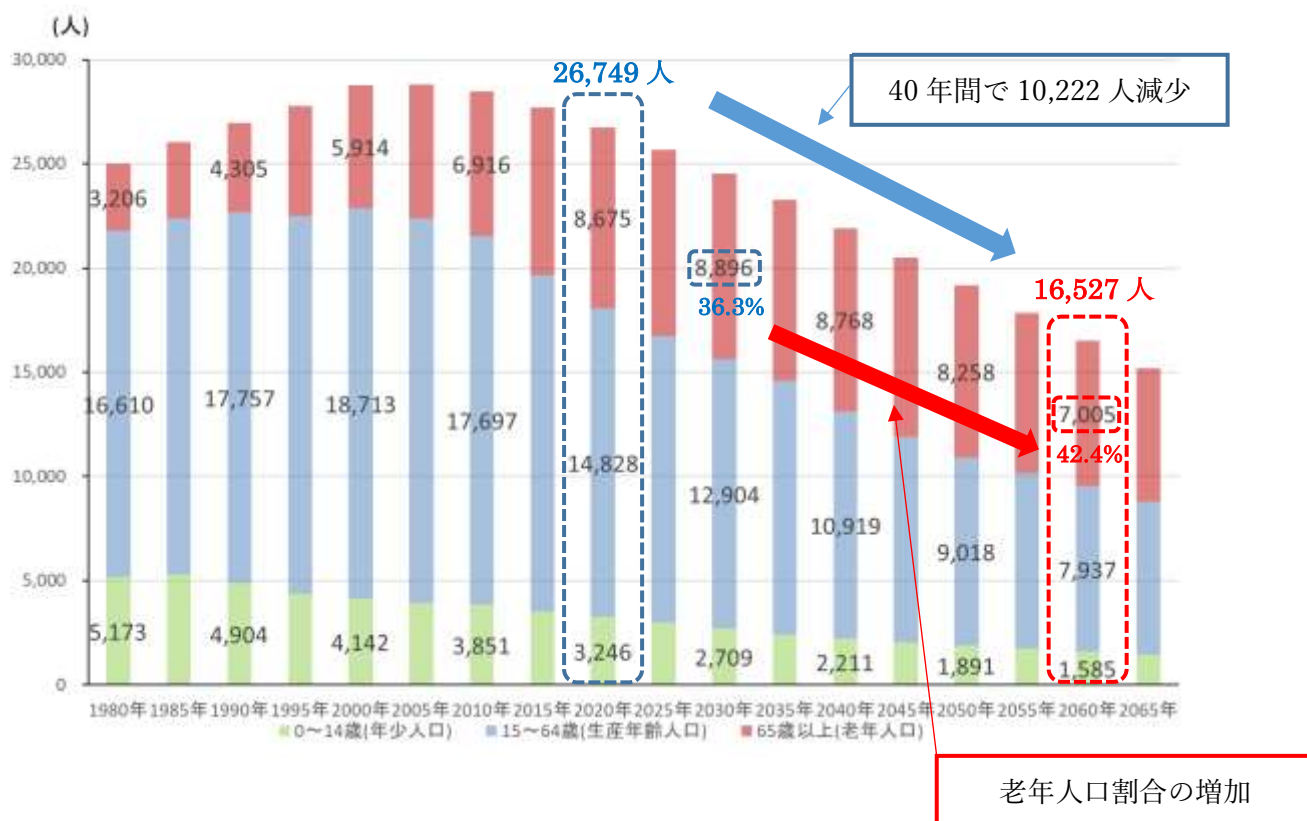
◆【図表 A】人口の推移



資料) 平成 27 年国勢調査

※・・・用語解説有（87 ページ～）

◆【図表 B】 年齢 3 区分別の人口推移（国立社会保障・人口問題研究所）



総人口に対する生産年齢人口の割合が低下するだけでなく、その実数も大きく減少することで、就業者と消費者の減少という需要と供給の両面から負の影響を与えることに繋がっていきます。その結果、総人口の減少以上に経済規模が縮小し、一人当たりの住民所得が低下するおそれがあります。就業者や消費者の減少により生産力が停滞した状態が続けば、経済成長率がマイナスに陥り、人口減少によって経済規模の縮小がいったんはじまると、それがさらなる縮小を招く悪循環に陥るおそれがあります。

また、空き家問題が顕著となるため、地域社会の活力の低下が懸念されるとともに、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠なサービスをいかに確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持するうえで大きな課題となっています。

さらに、高齢化の進行を伴う人口減少は、現役世代の負担を増大させます。保険、年金、医療、介護等の社会保障に係る将来の財政負担はますます大きくなり、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えることになります。

高齢化の進行を伴う人口減少の影響は、地域産業にも及びます。就業者数の全体的な減少が企業の撤退等につながり、労働市場が縮小していくことが考えられます。

2 厳しさを増す財政状況

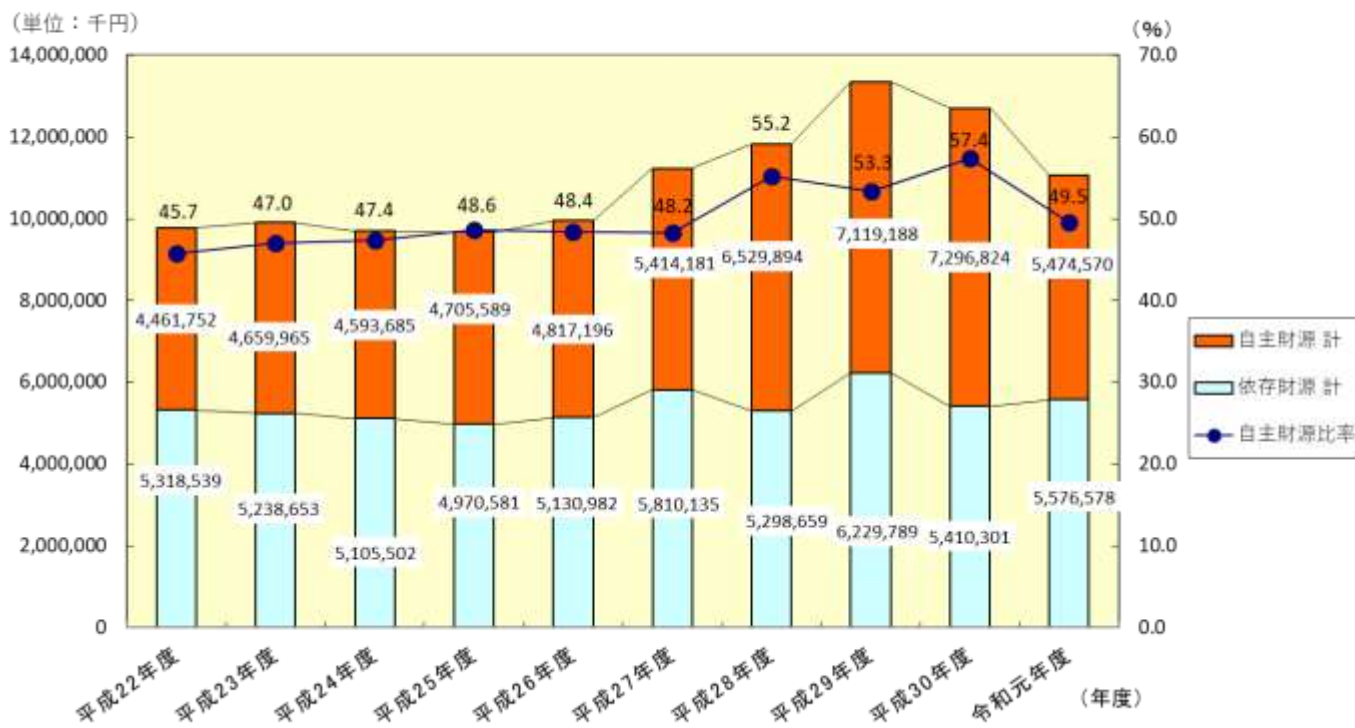
(1) 歳入の状況

本町の※普通会計における過去 10 年間の歳入推移（図表 C 参照）は、次のグラフのとおりです。※依存財源については、各年度で大型の※普通建設事業の実施等による増減はあるものの、ほぼ横ばいが続いています。

しかし、※自主財源については、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて大幅な伸びを見せております。これは、三木町ふるさと思いやり寄附金(ふるさと納税)の寄附金収入や、返礼品等経費に充てるための※基金からの※繰入金が、ともに大幅に増加したことによるものであり、町税収入については、横ばいが続いています。なお、平成 30 年度からは、国によるふるさと納税制度の見直しが行われたこともあり、自主財源の額は縮小し、今後も大幅な増加は難しい状況に置かれています。

◆【図表 C】 普通会計 歳入決算額の推移

普通会計決算（歳入）の推移



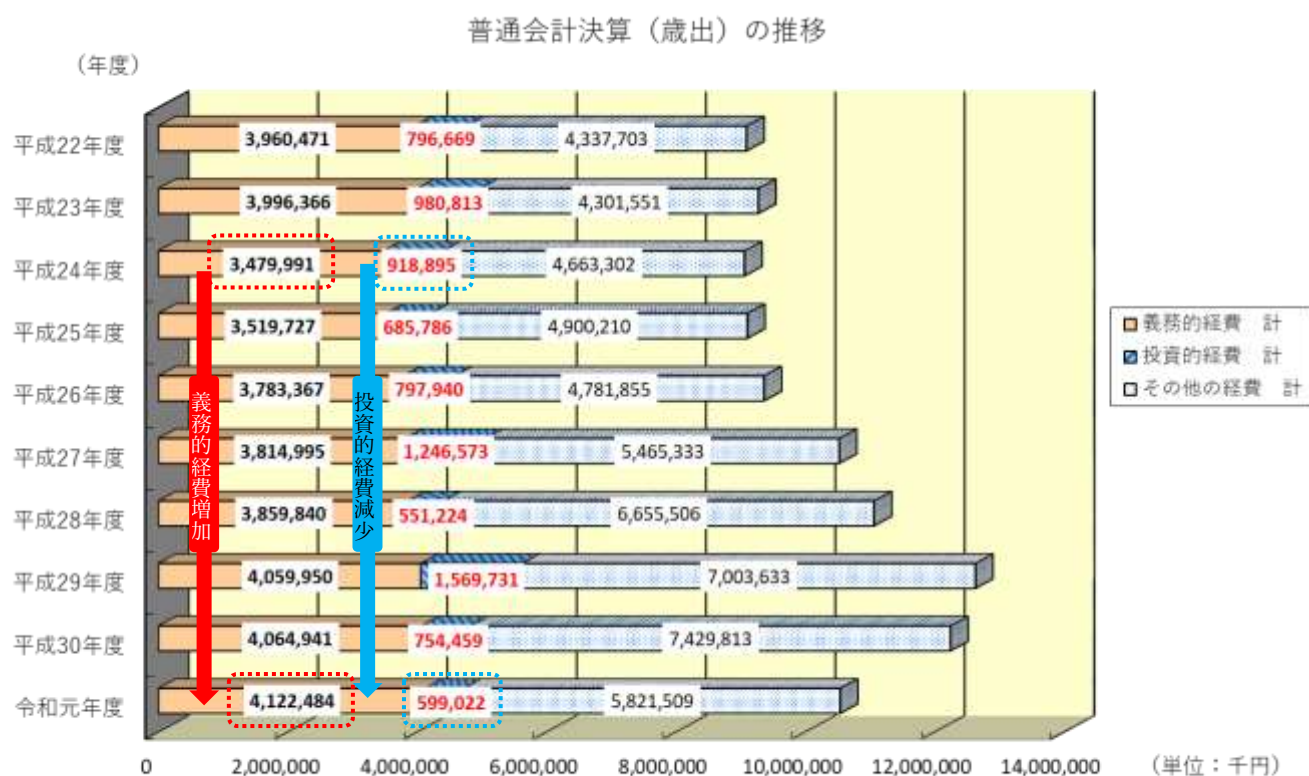
(2) 歳出の状況

町の普通会計における過去 10 年間の歳出推移（図表 D 参照）は、次のグラフのとおりです。「※義務的経費」のうち、人件費及び※扶助費は逡増傾向にあり、この 10 年間で約 7 億円(25%)増加しています。また、少子高齢化の急速な進行による※社会保障関係費の増加に伴い、今後も扶助費は増加していくことが見込まれています。

また、近年の下水道事業の進展による下水道会計への※繰出金の増加が、「その他の経費」の増加の大きな要因となっているほか、ふるさと納税返礼品や事務経費の増加も一因となっています。

※・・・用語解説有（87 ページ～）

◆【図表 D】 普通会計 歳出状況



(3) 経常収支比率・健全化判断比率の状況

過去 10 年間の財政指標の状況をみると、※経常収支比率（図表 E 参照）は通増傾向にあります。これは、主に扶助費などの影響により義務的経費が増加しているためですが、経常経費の見直しや削減に努め、できる限り経常収支比率の改善を図っています。

また、※健全化判断比率のうち、※実質公債費比率（図表 F 参照）及び※将来負担比率（図表 G 参照）について、これまでは※地方債発行の抑制や基金積み増しによる改善傾向にありました。しかし、近年実施した普通建設事業に伴う地方債の※元金償還の本格化により、今後は上昇していくことが見込まれています。

◆【図表 E】 経常収支比率の推移



◆【図表 F】 実質公債費比率の推移



◆【図表 G】 将来負担比率の推移



※・・・用語解説有 (87 ページ～)

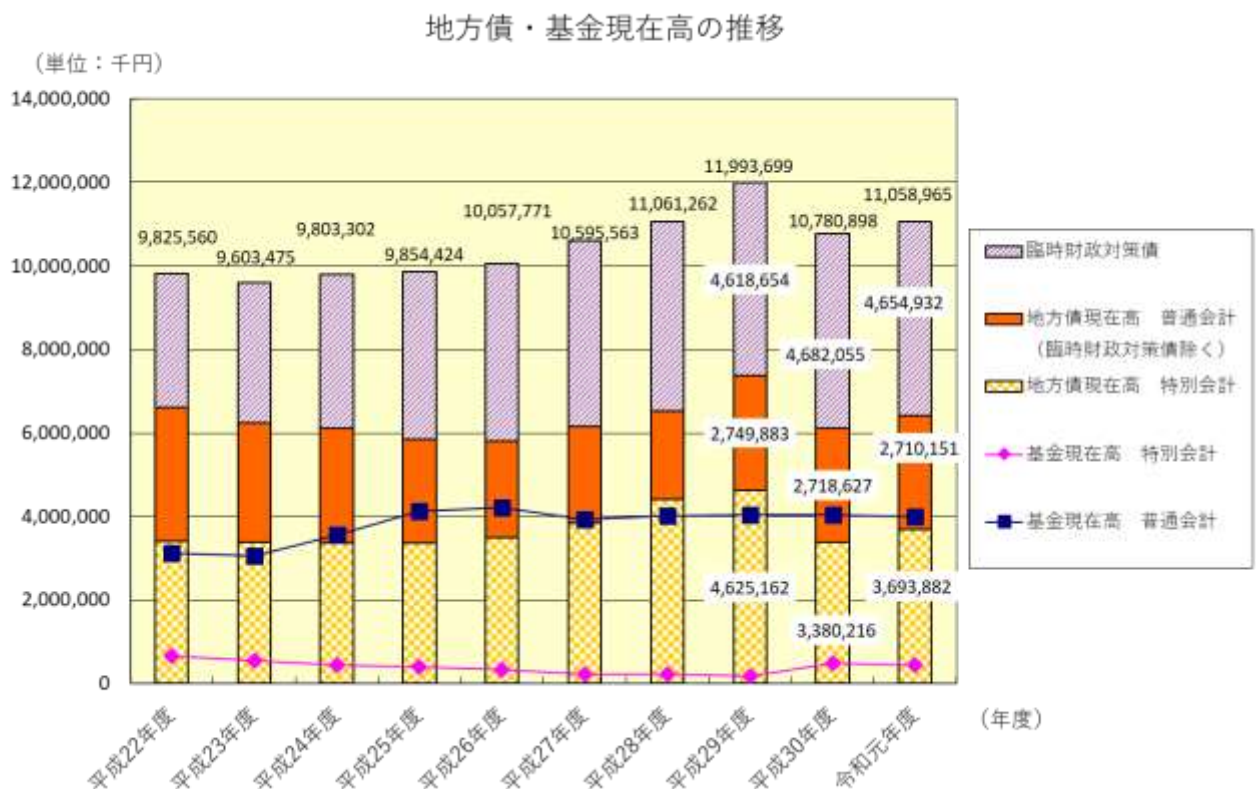
(4) 地方債・基金現在高の状況

過去 10 年間の地方債現在高（図表 H 参照）については、地方債発行の抑制により減少傾向にありましたが、近年実施した大型の普通建設事業に伴う地方債の借入により増加傾向にあるうえ、今後も公共施設の長寿命化に係る事業や学校給食施設に係る事業が控えていることから、地方債現在高は大幅に増える見通しです。

なお、平成 30 年度に全体の地方債現在高が減少しているのは、平成 29 年度までは水道事業会計で計上されていた地方債現在高が、平成 30 年度から香川県広域水道企業団へ承継されたことによります。

また、基金現在高については、ふるさと思いやり寄附金を積み立てたふれあいふるさと基金が増加しているものの、財政の弾力性を担保する※財政調整基金が、平成 27 年度の約 26 億円から令和元年度末の約 19 億円まで減少しており、今後もさらなる減少が懸念されています。

◆【図表 H】 地方債・基金現在高の推移



(5) 公共施設のあり方

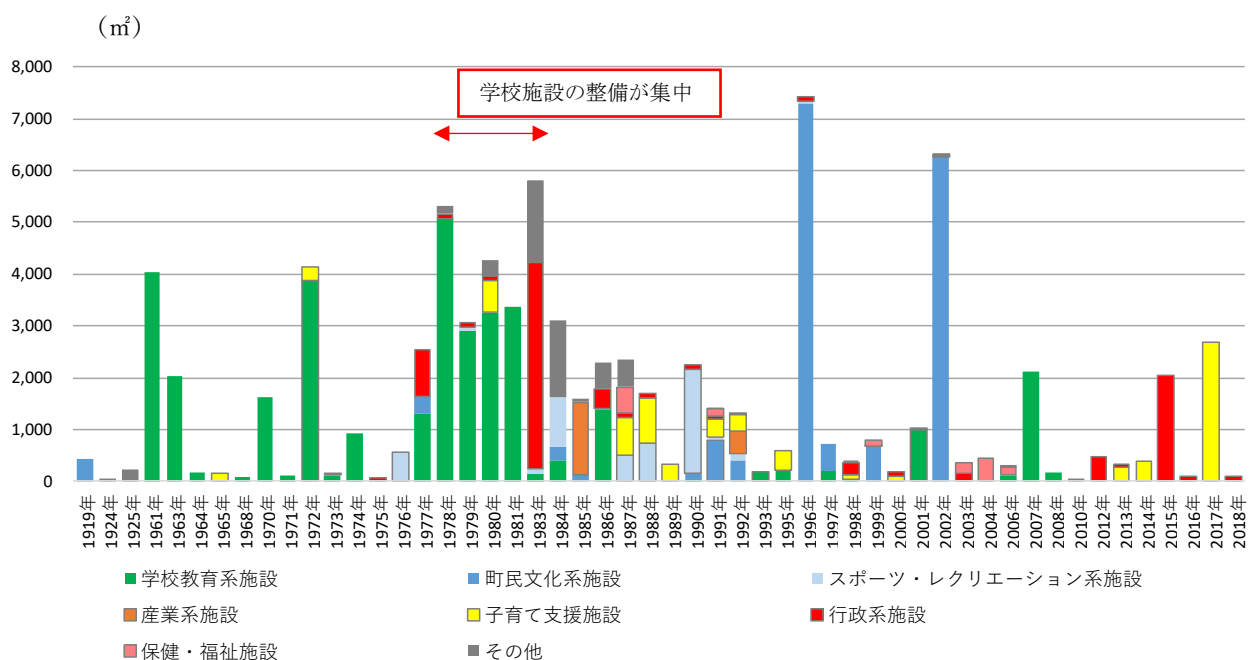
本町が保有している公共施設のうち、建物系公共施設（公営住宅及び供給処理施設を除く。）（図表Ⅰ参照）は77施設、185棟あり、総延床面積は約8万㎡です。施設類型別の保有状況は、行政系施設が最も多く21施設となっていますが、棟数では学校教育系施設が最も多く、67棟となっている状況です。

◆【図表Ⅰ】三木町公共施設個別施設計画における計画対象施設の数量

施設類型	施設数	棟 数	延床面積(㎡)
学校教育系施設	5 施設	67 棟	34,838.00
町民文化系施設	13 施設	21 棟	17,713.08
スポーツ・レクリエーション系施設	10 施設	21 棟	5,168.16
産業系施設	1 施設	1 棟	1,390.00
子育て支援施設	11 施設	16 棟	7,558.92
行政系施設	21 施設	28 棟	9,293.77
保健・福祉施設	6 施設	8 棟	1,629.97
その他	10 施設	23 棟	5,894.56
合 計	77 施設	185 棟	83,486.46

建物系公共施設の築年別整備状況（図表Ⅱ参照）をみると、昭和53（1978）年から昭和58（1983）年にかけて、学校教育系施設を中心に多く整備されています。

◆【図表Ⅱ】築年別整備状況：平成30（2018）年度末現在



三木町公共施設個別施設計画の計画期間（2020 年～2029 年）における改修や建替えに係るコスト合計は、約 88 億円（図表 K 参照）となります。

◆【図表 K】長寿命化による建物修繕等コスト試算集計表（年度ごと）（単位：千円）

計画 年度	計画期間（2020～2029 年）に係る概算事業費					備考
	設計	施工監理	工事費		合 計	
			改修	建替え		
2020	5,591	1,070	49,463	25,532	81,656	コスト算出起点年次
2021	317,810	3,027	1,122	34,043	356,002	
2022	2,902	83,397	3,443,934	289,878	3,820,111	
2023	73,784	39,385	14,127	1,312,116	1,439,412	
2024	964	43,006	23,318	1,416,750	1,484,038	
2025	3,858	20,213	19,103	660,000	703,174	
2026	4,857	21,457	76,445	660,150	762,909	
2027	856	2,081	96,240	0	99,177	
2028	2,825	367	16,956	0	20,148	
2029	0	1,211	55,972	0	57,183	
合 計	413,447	215,214	3,796,680	4,398,469	8,823,810	

また、長寿命化対象外施設のうち、今後 10 年間の計画期間内に耐用年数を迎える施設について、建替えを行った場合の概算事業費は、約 8 億 5,000 万円（図表 L 参照）となります。

厳しい財政状況の中、本町が保有するすべての公共施設を現在の規模で維持・管理していくことは難しい状況であるため、人口構造や住民ニーズの変化に対応、既存の公共施設に求められる機能を考慮した公共施設の運営、維持管理、更新などの取組を進めていく必要があります。

◆【図表 L】長寿命化対象外施設に係る建替費用試算表（施設類型ごと）（単位：千円）

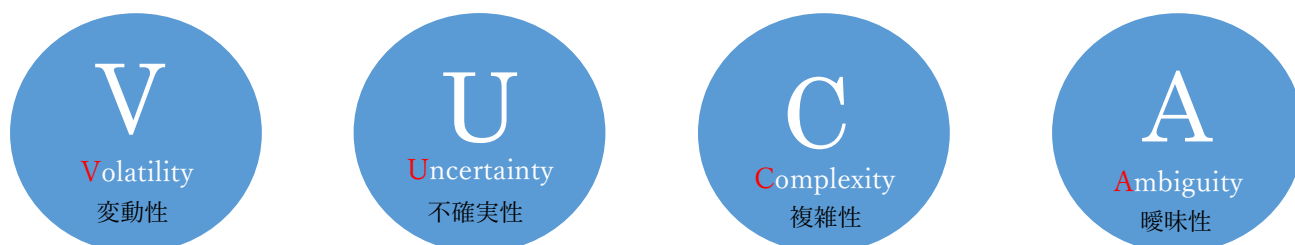
施設類型	延床面積の 合計（㎡）	施設数	㎡当たりの 建替単価 （千円/㎡）	概算事業費
学校教育系施設	1,527.00	5 施設	330	503,910
町民文化系施設	87.47	1 施設	400	34,988
スポーツ・レクリエーション系施設	539.01	7 施設	360	194,043
子育て支援施設	2.85	1 施設	330	940
産業系施設	0	—	400	0
行政系施設	86.94	1 施設	400	34,776
保健・福祉施設	0	—	360	0
その他	226.70	3 施設	360	81,612
合 計	2,469.97	18 施設		850,269

3 ※ニューノーマルを見据えた自治体の動向

(1) 「VUCA」＋コロナ禍での本町の進むべき方向

VUCA（ブーカ）とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の四つの言葉の頭文字を取った造語で、現代社会が様々な要因（異常気象・災害・ICTの急激な発展など）により想定外の出来事が起こり、将来予測が困難な状況を意味します。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「VUCA」時代の到来に、さらに「※ウィズコロナ」、「※アフターコロナ」の価値観が加わり、これまでと違った予測不可能な生活が今後待ち受けていると思われます。

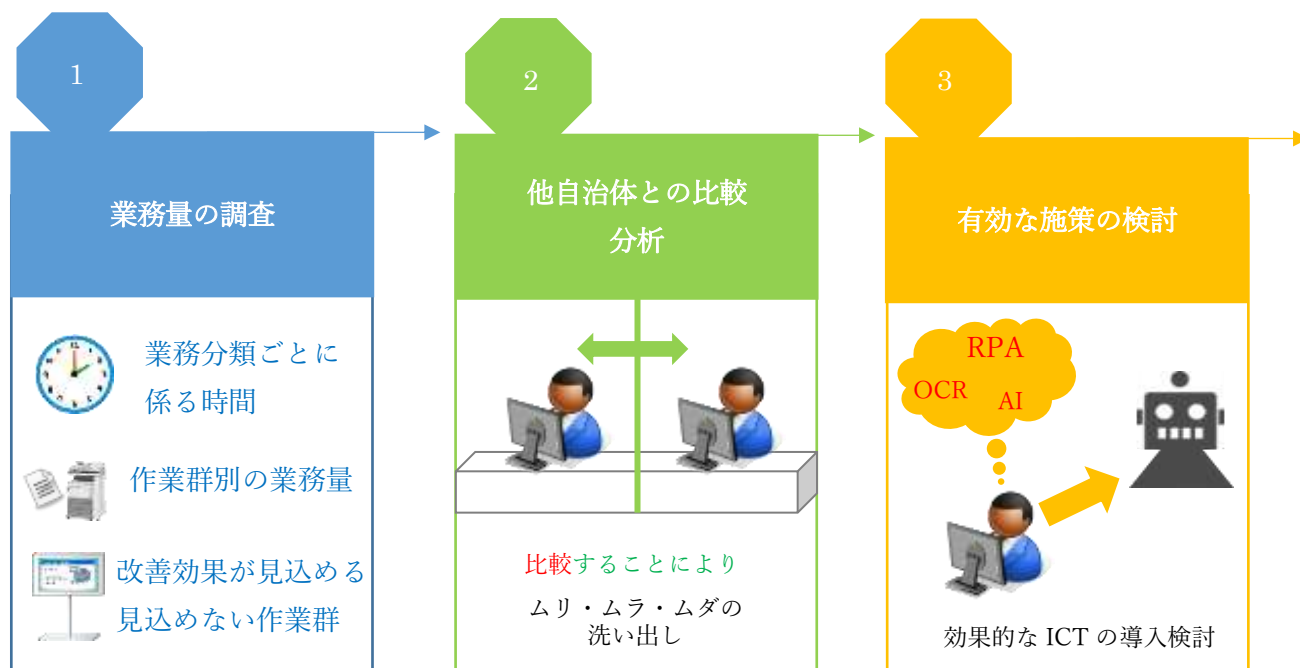
このような状況のもと、公共サービスの質の維持・向上するために、急速に進化している※ICT技術や※AI・※RPAなどの効果的な導入を行うとともに、公共サービスのあり方及び職員の勤務体制などを変革し、持続可能な行財政運営を行う必要があります。これまでの前例にとらわれることのない、効率的かつ効果的な業務改善を行うことにより、変動していく社会に適応していく必要があります。



(2) 前例にとらわれない業務改革

コストや人員のさらなる削減を今後迫られてくる自治体の現場において、ICTを導入することや、仕事の精度を高めるための業務改善は必須であると考えられます。日々の業務を徹底的に見直したうえで、いかに最適化できる手段を選択し、実装していくかを今後検討する必要があります。

そのようなことから本町は、令和2年度に、窓口業務などに多くみられる定型かつ簡易的な業務の棚おろし及び担当課とのヒアリングを行い、中長期的な業務の見直しの計画を策定しました。



(3) 課題の全体像

各課・係の個々の作業について、作業分類（受付、相談、入力、交付 等）ごとの業務量を分析した結果（図表M参照）、現状は「入力/登録」や「帳票作成」、「交付/通知」等の事務作業が多く、それらを合計すると、全体の25%～50%を占めていることが分かりました。

一方で、一般的にコア業務（本来注力すべき業務）とされる「相談」、「訪問」、「審査」、「企画・検討」等は、多くの課で2割以下となっています。

税務課・住民健康課・こども課・福祉介護課の窓口部門については、相談等の窓口対応に注力すべきと考えますが、「受付」と「相談」の割合は、こども課以外は2割以下となっています。また、こども課や福祉介護課のような福祉部門は、窓口対応に加えて訪問業務も重要と考えますが、実施状況としては1～2%程度に留まっています。

このような結果を含めて、分析を進めるとともに、他自治体との比較を行い、「ムリ・ムラ・ムダ」の削減を行うことで業務のスリム化・効率化を図っていきます。

◆【図表M】 課別・作業分類別の業務量の割合



(4) 本町が目指す新しい自治体像

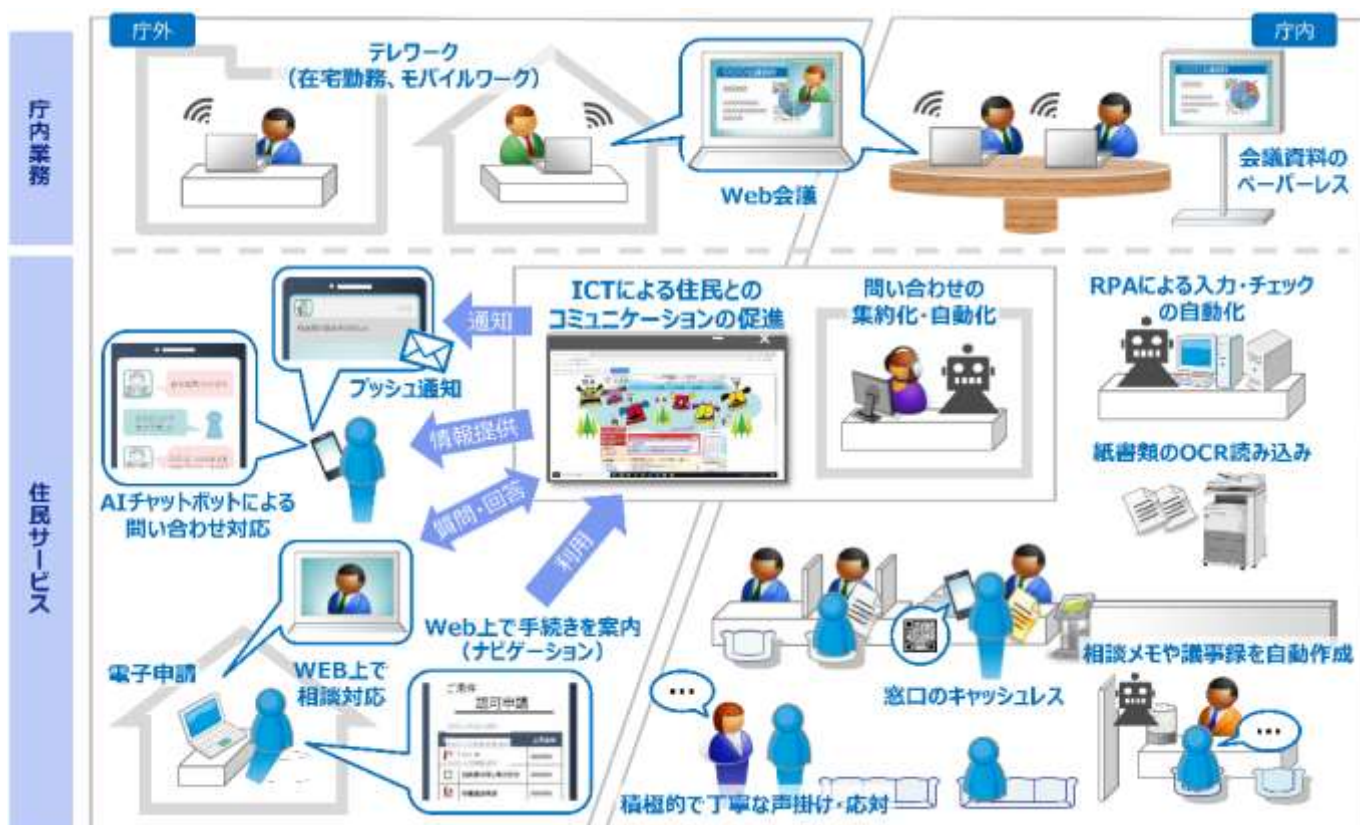
業務改革の将来像（図表N参照）を設定し、本町が目指す新しい行政体制を明確化することで庁内全体としての共通認識を得ることとします。将来像としては、「住民ニーズ及び職員意欲を両立できる無駄がなく、住民が利用しやすい行政サービスを提供」の実現に向け、「デジタルを活用した（早い・簡単・丁寧）な住民サービスを提供」、「職員がいつでもどこでも効率的に（ロスなく）働ける環境を整備」することにより、持続可能な行財政運営を進めていきます。

◆【図表N】業務改革の将来像

住民ニーズ/職員意欲を両立できる 無駄がなく、住民が利用しやすい行政サービスを提供

デジタルを活用した「早い・簡単・丁寧」な住民サービスを提供

職員がいつでもどこでも効率的に（ロスなく）働ける環境を提供



第2章 行財政改革の基本方針

1 策定の趣旨

限られた行財政資源（職員・資産・資金・情報）を効果的・戦略的に活用する観点から、「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本姿勢を堅持しながら、「VUCA」時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大以降の考え方・働き方の変化に柔軟に対応していくためにも、これまで以上に業務の合理化・効率化に取り組み、町を取り巻く環境の大きな変化に伴い複雑化する諸課題に万全の備えをもって対応する「※スマート自治体」の実現にむけ、新たな指針として「三木町行財政改革基本方針」を策定します。

また、方針に基づく具体的な取組とその達成時期等を明確にし、進行管理を行うために、本方針に合わせて実施計画を策定します。

2 行財政改革の方向性

今後の自治体行政を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、大規模災害や新型コロナウイルス感染症などの大規模感染症の影響を受け、大きく変化しています。

本町には、絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、将来にわたって地域の特性と住民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供し続けることが基礎自治体として求められており、将来世代へいかなる難局にも対応できる強い自治体を継承する責任があります。そのためには、これまで以上に行財政資源の最適化を図りながら、変化する行政需要に迅速かつ柔軟に対応できるよう、将来に向けた価値ある投資を可能にする安定した行政基盤を確立する必要があります。

また、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」時代への転換に向け、※DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、デジタル技術、データの利活用を徹底的に進めること、「働き方改革（業務改革）」の取り組みを協力かつ着実に実行し、これまでの仕事のやり方を変えることで、職員がいきいきと働き、職員一人ひとりの力を最大限に引き出していくことが重要であります。

三木町行財政改革基本方針では、「VUCA」＋コロナ禍の時代に柔軟に対応していくために、前例にとらわれない‘意識’から‘行動’に移す改革を推進していきます。

3 主な財政目標

本方針の基本的な方向性に沿った取組を着実に推進し、財政健全化を図るため、推進期間終了時（令和8年3月）における財政目標を実施計画内の各実施項目の中で設定しました。

4 推進期間

令和3年4月から令和8年3月

5 実施計画

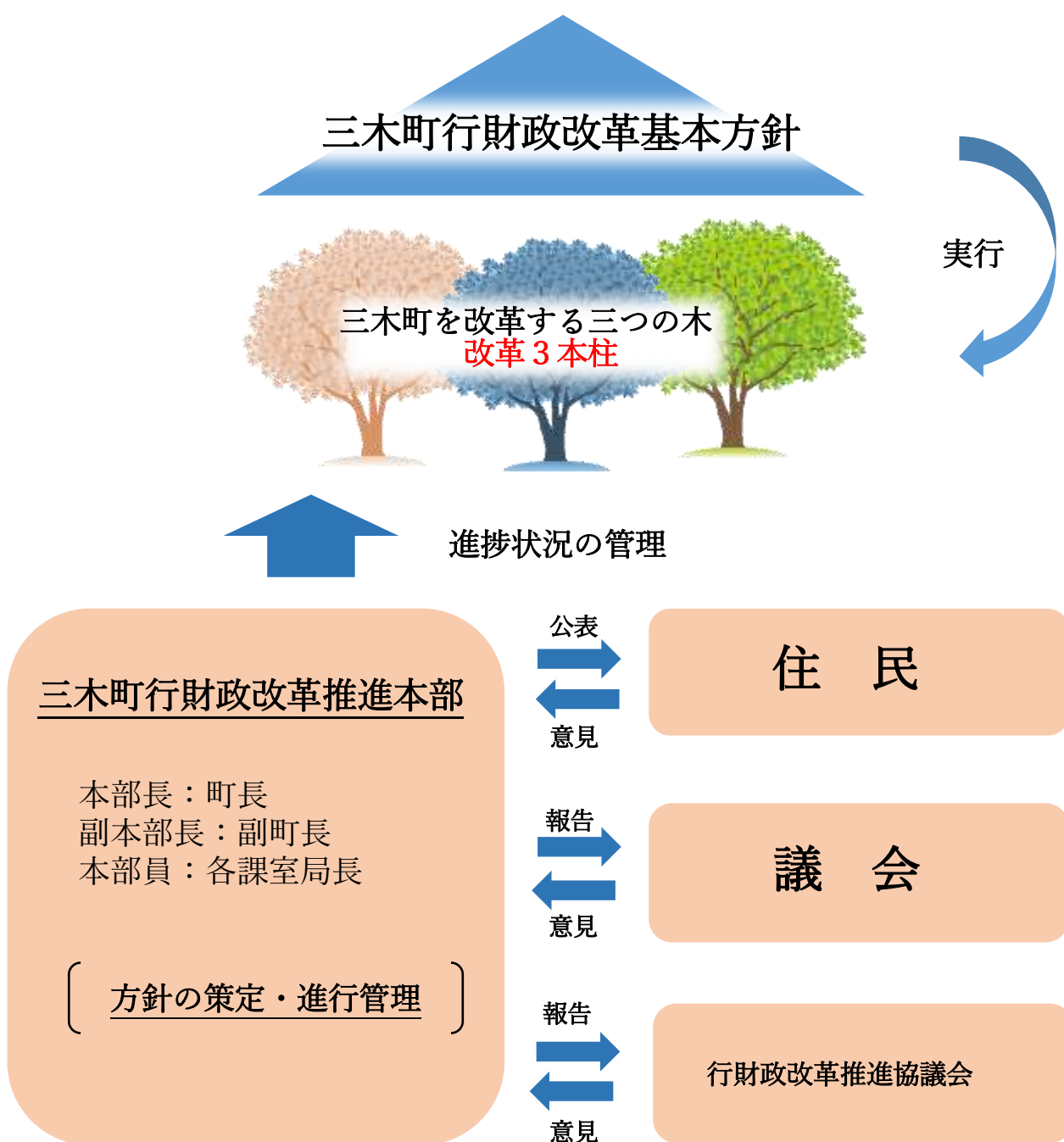
本方針に基づき重点的に取り組む具体的な事項と、改革の目標や達成時期などを明確にし、その進行管理を行うために「三木町行財政改革実施計画」を個別で策定します。

6 推進体制及び進行管理

三木町行財政改革基本方針を着実に推進するため、町長を本部長とする「三木町行政改革推進本部」において、毎年度、進行管理を行います。

進行管理では、方針に掲げた三木町を改革する三つの木（改革3本柱）と実施計画に掲載した実施項目の進捗状況を把握するとともに、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、新たな取組の掘り起こしやスケジュールの前倒しなどを随時行いながら見直しを実施します。

《推進体制》



第3章 三木町を改革する三つの木（改革3本柱）

基本理念の実現に向け、今後5年間の推進期間において、ますます複雑化・高度化する諸課題に万全の備えをもって対応するため、三木町を改革する三つの木（改革3本柱）のもと、総合的に行政改革に取り組んでいきます。

「基本理念」 アフターコロナを見据えた持続可能な行政運営について

改革3本柱

柱1

持続可能な 財政基盤の強化

- 1-1 経営視点に立った財政運営
- 1-2 自主財源等の歳入の確保
- 1-3 財産の適正管理と有効活用
- 1-4 不断の歳出改革と将来負担の軽減

柱2

ニューノーマルを 見据えた行政経営の確立

- 2-1 住民の利便性の向上
- 2-2 ICTを活用したサービスの向上
- 2-3 ICTを活用した業務プロセスの最適化
- 2-4 事務事業の見直しによる業務プロセスの最適化

柱3

信頼される職員の 育成と質の高い行政サービス

- 3-1 職員の能力向上
- 3-2 組織力の向上
- 3-3 働きやすい環境整備
- 3-4 住民との協働の推進

1 持続可能な財政基盤の強化

将来にわたって安定的な財政基盤を維持するため、基金の適正管理や予算配分の重点化、歳入確保・強化など、持続可能な財政運営に努めるとともに、公共施設等の長寿命化など、持続可能な財政運営に努めます。

1-1 経営視点に立った財政運営

基金の適正管理や予算配分の重点化などを進め、将来にわたって安定的で新たな行政需要に柔軟に対応できる、健全な財政運営を図ります。

【主な実施項目】

- ◇財政調整基金の維持
- ◇財政指標の改善 等

1-2 自主財源等の歳入の確保

有料広告媒体の拡大や公金収納方法の多様化などにより、安定した自主財源となる歳入の確保と強化に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇資金運用の強化
- ◇※クラウドファンディングの活用 等

1-3 財産の適正管理と有効活用

今後想定される公共施設の老朽化に伴う多額の更新費用に対応するため、社会経済情勢や住民ニーズの変化を見極めながら、施設の更新、統合、廃止の最適化に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇未利用町有地等の有効活用
- ◇虹の滝キャンプ場のあり方検討 等

1-4 不断の歳出改革と将来負担の軽減

現在の実行している事務事業の中で、町として段階的に歳出削減に取り組む必要があると認める事業に関して、中長期的な財政負担の軽減を図ります。

【主な実施項目】

- ◇単独の扶助・補助事業の見直し
- ◇届出手数料・使用料等の見直し 等



2 ニューノーマルを見据えた行政経営の確立

行政に対する住民の信頼を高めるため、リスク管理の徹底を図るとともに、「ウィズコロナ」及び「アフターコロナ」に向けた AI・RPA の導入を推進し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組むことで、業務の効率化や、大規模感染が発生した際の業務の継続を行える環境の整備を行います。

2-1 住民の利便性の向上

住民の視点に立って、住民サービスの基本である窓口サービスを改善するとともに、申請書類の見直しや添付書類の省略化などにより、住民の利便性の向上に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇広報みき等（各種周知チラシを含む）の配布方法の検討
- ◇広報・広聴機能の充実に向けての取り組み検討 等

2-2 ICT を活用したサービスの向上

AI 及び RPA などの ICT 技術の効果的な活用や、行政手続のオンライン化の推進などにより、多様化する住民ニーズに対応した、より便利で利用しやすい住民サービスの向上に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇窓口案内の利便性向上
- ◇QR 決済の導入及び利用促進 等

2-3 ICT を活用した業務プロセスの最適化

業務の最適化の観点から事務事業を検証するとともに、ICT 技術の活用による業務の効率化やデジタル化の推進により、内部事務の迅速化・適正化に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇WEB 会議の促進
- ◇出先機関等のネットワーク構築 等

2-4 事務事業の見直しによる業務プロセスの最適化

業務の最適化の観点から事務事業を検証するとともに、ICT 化以外で効率化が可能である事業に関して、内部事務の迅速化・適正化に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇封入封緘業務の削減
- ◇事務事業評価制度の見直し 等



3 信頼される職員の育成と質の高い行政サービス

行政課題に柔軟に対応しながら、効率的かつ効果的な行政を展開するため、職員の能力、意欲の向上とそれらを最大限に引き出す組織体制を構築するとともに、「働き方改革」の実現に向けた職員の働きやすい環境整備を図ります。

3-1 職員の能力向上

派遣研修や職員研修の充実などにより、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応できる人材育成に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇職員の人材育成・研修の実施及び※コンプライアンスの徹底
- ◇情報セキュリティ研修の実施 等

3-2 組織力の向上

継続的な組織・機構の見直しや適材適所の人員配置のほか、多様な人材確保などにより、高度化する行政課題に迅速に対応できるよう、組織力の向上に取り組みます。また、人口減少社会を念頭に、民間活力の積極的かつ効果的な導入を検討します。

【主な実施項目】

- ◇人事評価制度の適正な運用
- ◇施設の管理・運営のあり方について 等

3-3 働きやすい環境整備

有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減対策、ストレスチェック等による心身の健康保持などにより、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの充実を図ることができるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

【主な実施項目】

- ◇時間外勤務の縮減
- ◇テレワークの促進 等

3-4 住民との協働の推進

若者や女性の活躍を促進するとともに、地域の生活を支える仕組みづくりなど、住民等との協働により、地域が抱える様々な課題に効果的・効率的に対応できる環境づくりを推進します。

【主な実施項目】

- ◇自主防災組織の育成強化
- ◇若者や女性・高齢者の活躍促進 等



第4章 実施計画概要（具体的な取組）

1 実施項目

三木町行財政改革基本方針に基づき、個別に策定する「三木町行財政改革実施計画」では、本方針の改革3本柱と12の取組項目に基づく実施項目について、実施工程や個別目標を具体的に記載するとともに、職員の意識改革を具現化し、全員が一丸となって取り組むこととします。

今後は、実施計画において掲げた項目を着実に実施するとともに、毎年度、進行管理を行い、その結果を公表します。位置付けた内容については、担当所属において積極的に取り組むほか、全部署において共通して取り組むことが可能なものを明確にし、本町が抱える課題の解決を図ります。

1 持続可能な財政基盤の強化

No	実施項目	担当課
1-1 経営視点に立った財政運営		
1-1-1	財政調整基金の維持	政策課
1-1-2	財政指標の改善	政策課
1-1-3	町債現在高の適正管理	政策課
1-1-4	補助金制度の適正な運用	政策課
1-1-5	地方公会計制度の推進	政策課
1-1-6	公共施設の減免基準の見直し	政策課
1-2 自主財源等の歳入の確保		
1-2-7	資金運用の強化	政策課
1-2-8	クラウドファンディングの活用	政策課
1-2-9	ネーミングライツの導入	政策課
1-2-10	ふるさと納税の促進	地域活性課
1-2-11	税・料の収納率の向上	関係課
1-3 財産の適正管理と有効活用		
1-3-12	未利用町有地等の有効活用	関係課
1-3-13	虹の滝キャンプ場のあり方検討	農林課
1-3-14	公共施設個別施設計画の精査・検討・実施	総務課・政策課
1-3-15	学校施設詳細計画の作成・実施	教育総務課
1-4 不断の歳出改革と将来負担の軽減		
1-4-16	単独の扶助・補助事業の見直し	関係課
1-4-17	届出手数料・使用料等の見直し	関係課

2 ニューノーマルを見据えた行政経営の確立

No	実施項目	担当課
----	------	-----

2-1 住民の利便性の向上

2-1-18	広報みき等（各種周知チラシを含む）の配布方法の検討	総務課・政策課
2-1-19	広報・広聴機能の充実に向けての取り組み検討	政策課
2-1-20	窓口届出関係の脱ハンコ化の促進	政策課
2-1-21	公共交通の利便性の向上	政策課
2-1-22	国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の一体化	住民健康課
2-1-23	マイナンバーカードの普及促進	住民健康課
2-1-24	多文化共生の推進	人権推進課

2-2 ICTを活用したサービスの向上

2-2-25	窓口案内の利便性向上	関係課
2-2-26	QR 決済の導入及び利用促進	関係課
2-2-27	コンビニ収納の導入	関係課
2-2-28	施設予約のデジタル化の検討	関係課
2-2-29	情報発信の充実（SNS の活用促進）	政策課
2-2-30	コミュニティバス位置情報の提供	政策課
2-2-31	コミュニティバス支払い環境の改善	政策課
2-2-32	放課後児童クラブ会費徴収システムの導入	こども課

2-3 ICTを活用した業務プロセスの最適化

2-3-33	WEB 会議の促進	関係課
2-3-34	出先機関等のネットワーク構築	総務課
2-3-35	職員間の情報共有の円滑化	総務課
2-3-36	行政事務のペーパーレス化	総務課
2-3-37	議会・委員会等のペーパーレス化	議会事務局
2-3-38	入札手続き等電子化	契約監理課

2-4 事務事業の見直しによる業務プロセスの最適化

2-4-39	封入封緘業務の削減	総務課
2-4-40	事務事業評価制度の見直し	政策課
2-4-41	農業委員会への届出の見直し	農林課

3 信頼される職員の育成と質の高い行政サービス

No	実施項目	担当課
----	------	-----

3-1 職員の能力向上

3-1-42	職員の人材育成・研修の実施及びコンプライアンスの徹底	総務課
3-1-43	情報セキュリティ研修の実施	総務課
3-1-44	災害に対する職員対応能力の強化	総務課
3-1-45	次世代育成支援及び女性職員の活躍促進	総務課

3-2 組織力の向上

3-2-46	人事評価制度の適正な運用	総務課
3-2-47	施設の管理・運営のあり方について	総務課
3-2-48	職員間の連携強化	政策課
3-2-49	専門・定型業務等の見直し	政策課
3-2-50	広域連携の強化	政策課
3-2-51	三木町観光協会の法人化	地域活性課
3-2-52	放課後児童クラブの民間活力導入の検討	こども課

3-3 働きやすい環境整備

3-3-53	時間外勤務の縮減	総務課
3-3-54	テレワークの促進	総務課
3-3-55	職員提案の推進	総務課・政策課

3-4 住民との協働の推進

3-4-56	自主防災組織の育成強化	総務課
3-4-57	若者や女性・高齢者の活躍促進	政策課
3-4-58	新常態の地域コミュニティのあり方検討	地域活性課
3-4-59	農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の構成見直し	農林課

【用語解説】

●あ行

○ICT 技術

「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略で、意味は「情報通信技術」のこと。IT の技術を有効活用することで情報を伝達する。

○アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症が収束した後に待っている社会のこと。

○RPA

「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略で、事務作業を行う職員がパソコンなどを用いて行っている一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」のこと。例えば、個人情報をもとめたエクセルファイルの内容を別の基幹システムに「コピー&ペースト」して転記する作業のような定型的で反復性の高い業務について導入の効果が期待できる。

○依存財源

国庫支出金や県支出金、地方債など他に依存した財源のこと。

○ウィズコロナ

新型コロナウイルス感染症が短期的には撲滅困難であることを前提とした新しい戦略や、新しい生活様式のこと。新型コロナウイルスとの共生の社会。

○AI

いわゆる「人工知能」のこと。ビッグデータと呼ばれる膨大なデータベースをもとに、コンピュータが自ら判断する仕組みなどがある。

●か行

○元金

借り入れた地方債償還金の元金分のことで、他に利子の償還金がある。元金償還額が大きいことは、財政負担が大きいことを表すが、同時に、地方債現在高が大きく減る要素ともなる。

○基金

特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、町が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産のこと。

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。職員給与などの「人件費」、生活保護費等の「扶助費」及び地方債の元利償還金の「公債費」からなっている。この経費の占める割合が大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化につながりやすい。

○クラウドファンディング

インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること。ある特定の事業を企画し、その企画を応援・支援したい人から資金を調達し事業を実施する。

○繰入金

他の会計から受け入れる現金のこと、また、基金を取り崩して受け入れる現金のこと。

○繰出金

他の会計へ支出する現金のこと。

○経常収支比率

経常的な収入に占める、人件費、扶助費、公債費など経常的な経費の割合。この率が低いほど財政運営に余裕があり、余剰財源を新規事業や臨時的な事業に充当することができる。

○健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標からなる財政の健全化を図る指標のこと。

○公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金等に要する経費。人件費、扶助費とともに義務的経費の一つとなっている。

○コンプライアンス

法令や規則を守ること。法令遵守

●さ行

○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するため、また、突発的に支出する経費に充てるための基金のこと。この基金のほかに、財源対策基金としては、減債基金、施設整備基金がある。

○自主財源

町税、使用料、手数料、財産収入、基金からの繰入金、前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入など、他に依存しない財源のこと。

○実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のこと。

○実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。18.0%以上になると借入にあたり国の許可が必要となる。

○社会保障関係費

民生費(介護保険事業費含む)・衛生費・労働費から災害救助費・清掃費を除いたもの。

○将来負担比率

当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。現在抱えている借金の大きさを、1年間の標準的な経常収入に対する割合で表すもの。

○スマート自治体

AI・RPAなどを活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりする自治体のこと。

●た行

○地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務。家計に例えると借金のことである。

○DX（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタル技術によって行政サービスを効率化、簡素化して生活を便利になる社会変革のこと。

●な行

○ニューノーマル

「New（新しい）」と「Normal（常態）」を組み合わせた言葉で、「新常態」とも呼ばれている。新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまで「普通」としていたことから転換し、新たな生活様式やビジネスの体系など、これまでと違った「新しい常態」のことを指す。

●は行

○普通会計

地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、普通会計により、財政比較や統一的な掌握が可能になる。

○普通建設事業

道路、橋りょう、河川等の公共土木関係施設や消防施設、学校等の文教施設、公民館、公営住宅等の公共用施設の新設、増設、改良事業や不動産取得等の投資的な事業のこと。

○扶助費

生活困窮者、高齢者、障がい者等に対して、その生活を維持するために支出される福祉関係費用のこと。

●ら行

○連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率のこと。



MIKI*CHO

KAGAWA-MIKI

三木町

令和3年3月
三木町 政策課

〒	761-0692
住所	木田郡三木町大字氷上 310 番地
TEL	087-891-3302
FAX	087-898-1994
H P	https://www.town.miki.lg.jp

